令和元年度決算に係る

定期 監査資料

令和2年7月

総務部 人権局 人権・同和対策課

目 次

1	前 (1) (2)	汀年度指摘事項等に対する措置等	Ē
	(3)	決算審査意見	
2		「年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	ī
3		・	
4		と 付職員の調べ	
5		: いぬス~ぬ	
6		-	
7			
8		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9			
	(1)	継続費逓次繰越調べ	
	(2)	繰越明許費調べ	
	(3)	事故繰越調べ	
1	0	収入証紙取扱額調べ	į
1	1	現金の取扱状況	į
1	2	財産に関する調べ	į
	(1)	公有財産	
	(2)	金券類の保有状況	
	(3)	基金	
	(4)	債権	
1	3	財産の貸付及び使用許可調べ	Į
	(1)	土地及び建物	
	(2) ‡	物品(1品の取得価格が 100 万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が 100 万円以上のもの)
1	4	借受不動産明細調ベ	
1	5	職員駐車場の管理状況調ベ	į
1	6	寄附物件の受納状況調べ	į
1	7	備品の処分状況調べ	
1	8	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	į
	(1)	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2)	物品の照合	
1	9	貸付金等状況調ベ	
	(1)	総括表	
	(2)	償還状況	
)	意見、要望等	Į

- 1 前年度指摘事項等に対する措置等
- (1)指摘事項 該当なし
- (2)監査意見 該当なし

(3)決算審査意見

決 算 審 査 意 見	処 理 状 況 等
税外収入では、債権管理事務取扱要領等	【鳥取県専修学校等奨学資金貸付金】
に沿って、税外未済発生の未然防止など債	〈R1 年度取組状況〉
権の適正な管理、回収に引き続き取り組ま	・当初返還計画通りの現年度新規調定に対する
れたい。	回収率は90%以上の高水準を保っている一方、
	過年度滞納分については回収率が低下してい
	たため、令和元年度は10名の滞納者に対する
	回収業務を債権回収会社に委託したところ、
	残額の一括回収や定期回収につながった。
	〈処理方針〉
	・過年度分については、税務課が一括契約して
	いる債権回収会社において、当課委託案件も
	高水準で回収されているため、委託を継続す
	る。
	・委託案件のうち納付が見込まれない案件(3
	~5件)については、税務課及び人権教育課と
	連携して、支払督促等裁判手続への移行も検討
	する。(うち2件は支払督促確定済)
	・現年度分(新規調定)については、返還が遅
	れた者に人権・同和対策課の担当者からこまめ
	に連絡をとり、遅くとも期限から2月以内に納
	付されるよう状況を注視し、年度内の納付とな
	るよう働きかける。

- 2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況 該当なし
- 3 職員の定員、現員調べ

種別	事務	職員	技術職員		現業職員		合 計		備考
	2. 4. 1	31. 4. 1	2.4.1	31.4.1	2.4.1	31. 4. 1	2. 4. 1	31.4.1	
区分	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	
定員	10	10	0	0	0	0	10	10	
現	10	11	0	0	0	0	10	11	
過不足(△)	0	1	0	0	0	0	0	1	
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	3	3	0	0	0	0	3	3	人権相談員 1名 ユニハーサルテサイン#雄輔順 1名 事務 1名

4 役付職員の調べ

(令和2年7月1日現在)

職名	氏 名	在 職 期 間	備考
局 長	安本俊夫	1年 3月	
課長	谷 口 明 美	2 3	
課 長 補 佐	岩 下 由紀子	3	
課長補佐	岸本英夫	3	
課長補佐	長 池 真由美	1 3	

(単位:千円)

事業名	決算額	財	源	内	訳
章 未 位 	石	国庫支出金	そ	の他	一般財源
鳥取県人権尊重の社会づくり推進費 (鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)	769				769
鳥取元気プロジェクト		<u> </u>			1
元気づくり総合戦略		_			

(概 要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア)目的

鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき設置している「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」(以下「協 議会」という)を開催し、県の人権施策に県民の幅広い意見を反映させる。

(イ) 事業の実施状況

鳥取県人権施策基本方針(以下「基本方針」という)に沿った施策の取組状況等を議題とする協議会を2回 、小委員会を2回開催し、委員の意見を求めた。

【協議会】

- 開催日 (1)令和元年6月5日(水) (2)令和2年2月20日(木)

- ○場
- 所 (1)とりぎん文化会館第3会議室(2)県庁議会棟 特別会議室
- ○主な議題
 - (1)・鳥取県人権施策基本方針(第3次改訂)に係るフォローアップについて
 - 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況(H30)について
 - ・差別事象検討小委員会の開催概要(H30)について
 - (2)・鳥取県人権施策基本方針(第3次改訂)に係るフォローアップについて
 - 第5回鳥取県人権意識調査について

【小委員会】

- (1) 人権意識調査実施検討小委員会
 - 平成元年7月23日(火) 他2回(計3回) ○開催日
 - 所 県庁第2庁舎 第20会議室 ○場
 - ○主な議題 第5回鳥取県人権意識調査票(案)について
- (2) 差別事象検討小委員会
 - ○開催日 平成2年3月18日(火)
 - 県庁議会棟 特別会議室 ○場 所
 - 主な議題 · 市町村等から報告があった差別事象について
 - 差別落書き未然防止指針等の検討について
- イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

基本方針における具体的施策について各担当課の取組状況を取りまとめ、協議会で報告し進捗管理を行うとと もに、施策を行う上での、課題を抽出し検討を行った。

ウ 成果及び効果

基本方針における具体的施策について、協議会でいただいた委員の意見を踏まえて各担当課で対応方針等を検 討。県民目線の人権尊重の社会づくりを目指した取組を促進できた。

工課題

基本方針に基づき人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、具体的施策の取組状況等を継続して把握 確認していくことが必要である。

また、小委員会では、引き続き様々な差別事象について検討を行い、問題の解決を図っていく。

± ** 4	`+ <i>6</i> 5 65	財	源	内	訳
事 業 名 	決算額	国庫支出金	そ	の他	一般財源
鳥 取 県 人 権 尊 重 の 社 会 づ く り 推 進 費 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業)	9, 676			18	9, 658
鳥取元気プロジェクト		_			

(概 要)

ア 目的及び事業の実施状況

元気づくり総合計画

(ア)目的

県民からの人権に関する相談に総合的に対応し、人権相談員からの助言や情報提供、専門相談員からの支援、関係機関との連携などを行い、相互の理解と自主的な取組によって解決の促進を図る。

また、「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」としても位置付けられている。

(イ) 事業の実施状況

人権相談窓口設置場所等

地域	設置場所	相談員	専門相談員
東部	人権局	2 人	・法律、臨床心理等の
中部	中部地域振興局	2 人	有識者 38人
西部	西部地域振興局	2 人	・必要の都度対応

業務内容

県民からの人権相談に対応し、次のとおり解決を支援

- (i)相談内容の傾聴、相談員による助言・情報提供
- (ii)関係機関と緊密に連携した支援
- (iii) 専門相談員による専門的な識見からの助言
- イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 特になし。

ウ 成果及び効果

下記の相談事例に掲げるとおり、人権相談員が中立的な立場で懇切、丁寧に、他機関の協力も得ながら、機動的に各種相談の解決を促進した。調査、勧告、公表などの権限はないものの、現状ではおおむね相談者の満足を獲得している。

• 相談件数

面 接	電話	封書等	計	
114	212	14	340	前年度:419件

■相談内容 ※相談1件であっても相談内容により複数の分野に計上

同和問題	外国人	障がい	子ども	女性	高齢者	労働者	疾病	その他	計
4	0	119	58	11	36	94	103	75	500

• 対応状況

情報提供	他機関(県の	他機関(県以	その他	≡ ⊥
・助 言	機関)紹介	外)紹介	(傾聴など)	計
321	4	2	13	340

主な支援類型と具体例

→ 1型 AT III		具体例
支援類型	分野	対応状況
相談内容を整理し	子ども	夜間、コンビニエンスストアから子どもが駆け込んできた
てまとめ、関係機関		との連絡があり、本人は「家でずっと嫌なことがあり、積
へ伝達して解決を		もりに積もって死ぬつもりで家を飛び出した」と申述。コ
促進		ンビニエンスストアに待機スペースの確保を依頼するとと
		もに、児童相談所へ連絡し対応を依頼した。
	子ども	LGBTを自認する子どもの母親から、来春進学する中学校の
		制服について、不登校が心配なので体操服で通学させたい
		との相談があった。県教育委員会に伝え、安心して通学で
		きるよう市町村教育委員会等との協議を依頼した。
	障がい者	団体の会議に参加した際、参加者の中に言葉使いの悪い者
		がおり、何度注意してもやめず、モラルハラスメントに大
		変不愉快な思いをしたとの相談があった。県関係課に伝え、
		研修や啓発の実施を依頼した。
相談内容を第三者	疾病	過去に精神科に入院した頃から要注意人物として扱われて
の立場で冷静に伝		いることなど、昨年度同様の相談があった際、身体にアザ
達し、解決を促進		┃が目立ち、服装・身だしなみが不衛生状態であったことか
		ら、地域包括支援センターに状況把握と対応を依頼した。
ケース会議を開催	労働者	人事異動による新たな部署でパワーハラスメントにあい、
する等、関係機関職		苦手な職員もいたことから病気休暇に入ったとの相談があ
員等と対応策を検		一った。相談者からの依頼もあり数回にわたる労働関係機関
│討しながら解決を		との相談や紛争あっせんの場に中立な立場で同席するなど
促進		関わりながら、元の部署に復帰することができた。
問題を整理し、解決	労働者	工事現場の足場が崩れ怪我を負った。労災を主張したが責
のために必要な情		任者には対応してもらえず、職場を辞めさせられたとの相
報等を提供		談に対し、労災の仕組みを説明するとともに、労働基準監
		督署に相談するよう紹介した。
	労働者	以前勤めていた職場でパワーハラスメントにあい、精神疾
		患にもなりいまだにストレスがあるとの相談に対し、既に
		退職され別の職場に問題なく勤務されていることを確認の
		うえ、労働局の総合相談センターに相談するよう紹介した。

工課題

◎ 相談窓口の県民への周知

県民が相談窓口の情報を入手して相談できるよう、継続的に、かつ、どのような相談が受けられるのか具体的にわかりやすく周知を図る。

◎ 関係機関との連携・協力

引き続き、市町村や相談関係機関等の訪問により、相談ネットワークの周知と連携・協力の依頼を行い、関係機関とのさらなる連携・協力を進める

③ 相談後のフォロー

関係機関との連携をより密にすることにより、相談者に対する更なる継続したきめ細かい支援を行**う**。

◎ 相談員のスキル向上

市町村等で人権相談を担当する相談員を含め、絶え間ない相談スキルのレベルアップにより、相談者支援の充実を図る。

(参考)

① こどもいじめ人権相談窓口の設置

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日から人権局に新たに「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、引き続き、子どものいじめに係る相談に対応している。

・電話相談:24時間対応・メール相談:24時間受付

相談件数:31件(前年度46件 人権相談件数の内数)

◎ 「鳥取県いじめ問題検証委員会」の設置

県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故が発生した場合、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置することとしている。

ただし、令和元年度までに設置された事例はない。

事業	Ż	決算額	財	源	内	訳
事 木 1	名	人 并积	国庫支出金	その	他	一般財源
部落差別解消推進事業	6, 130	1, 285			4, 845	
鳥取元気プロジェクト			_			
元気づくり総合計画			_			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア)目的

部落差別解消法が平成28年12月に施行されたことを受けて、部落差別解消に向けて早期に対応すべき課題に対応する具体的施策により、部落差別解消の推進を図る。

(イ) 事業の実施状況

- 1 部落差別解消推進に係る啓発広報
- (1) 部落解放月間(7月10日から8月9日まで)での啓発
 - 昨年度からシリーズ化しているマンガによる広報第2弾として、若年層へのPRを狙い、マンガによるポスター2種及びリーフレットを作成した。
 - 市町村や関係団体と連携して街頭啓発活動を実施(7月10日朝、JR鳥取、倉吉、米子駅)。通勤通学時間帯の駅利用者に対して部落差別解消を呼びかけ、延べ2200人にマンガポスターのデザインによるポケットティッシュ、チラシを配布した。
- (2) 身元調査お断り運動(9月)における啓発

身元調査お断りリーフレットを改訂、市町村等関係機関に配布して周知を呼びかけたほか、県政だより ラジオCMなどにより身元調査お断り運動、本人通知制度の啓発を行った。

(3)人権・同和問題講演会の開催

関係団体との共催により、「現代の部落差別〜部落差別解消への展望〜」をテーマに開催(7月、倉吉市、講師:関西大学内田教授)し、約100名の参加者に対して社会調査データにより部落差別の状況を解説し、差別解消に向けた接触理論の重要性等について講演した。

(4) 交通広告等の実施

12月にJR特急まつかぜ、おき客室内、日の丸バス、日交バスの車内に部落差別解消の啓発ポスターを掲示。ポスターは1,100部作成し、県内市町村、学校、公共施設等にも配付した。

- 2 隣保館相談支援機能強化事業
- (1) 隣保館相談支援機能強化アドバイザーの派遣 派遣実績なし。
- (2) 隣保館相談支援機能強化研修

R1.11月: 隣保事業 実践発表・公開研究会実施 R2.1月: 地域福祉課題対応スキルアップ研修実施

R2.3月:ソーシャルワーク・スキルアップ研修(新型コロナウイルスの影響で中止)

3 各団体に対する補助金等

関係団体が行う部落差別解消に向けた啓発及び研修等の活動に対して助成を行った。

(単位:千円)

		ν-	- 1 1 1 1 /
区分	補助率	予算額	交付 決定額
部落解放同盟鳥取県連合会補助金	県 1/2	2, 500	2, 402
鳥取県隣保館連絡協議会補助金	県 1/2	600	600
鳥取県同和対策協議会補助金	定額	126	126
全国隣保館連絡協議会負担金	_	550	550

- イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点
 - 1 部落差別解消推進に係る啓発広報 同和問題への関心が薄い層に対して、交通広告やマンガ等を活用し、目に触れやすく心に届きやすい 手法を取り入れた。
 - 2 隣保館相談支援機能強化事業

県内や地域の福祉相談機関等との連携が強まるよう研修会等の参加について、関係者を含め福祉関係者 等に広く周知した。

ウ 成果及び効果

1 部落差別解消推進に係る啓発広報 ポスターやリーフレットの作成配付や講演会等により、部落差別解消に向けて理解を深めていただくことができた。

2 隣保館相談支援機能強化事業

隣保館職員が希望していた他館の職員との情報共有や相談スキルを学ぶ場の提供ができた。

工課題

1 部落差別解消推進に係る啓発広報

部落差別解消推進法の趣旨をふまえ、今後も差別意識の解消に向けてより一層啓発に努めていくことが必要。

- - ・隣保館等から相談支援機能強化アドバイザーの派遣要望がないので、事業の周知と活用 に向けた工夫が必要。
 - ・相談支援体制の充実のために県内や地域の福祉相談機関等との連携が重要であるが、ネットワークづくりが不十分であるため、ネットワークの構築を推進することが必要。
- 6 決算資料 別途提出
- 7 事業別実施状況調べ 別途提出
- 8 予備費の充用調べ 該当なし
- 9 繰越関係調べ
 - (1)継続費逓次繰越調べ 該当なし
 - (2) 繰越明許費調べ 該当なし
 - (3)事故繰越調べ 該当なし
- 10 収入証紙取扱額調べ 有 ・ (無)
- 1 1 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況 該当なし

イ つり銭の状況 該当なし

12 財産こ関する調ベ

(1)公有財産

(令和2年3月31日現在)	本年度末 備考	登記 面積 価額	年月日 (円)		8 7 5 . 5 6				875.56	875. 56 875. 56 1, 494. 13	875.56	8 75. 56 1, 494. 13
	況	増減理由 登	(Н		王	=	工工工	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
	三異動 状	価額	Ê									
	本年度	面積	(m									
		共和日		王		Ŧ	=	= =	= \ = =	= \ = =	= = =	= \ = =
		増減	泅	增加		減少	(分)	道 台 石 田	河 增 減 和 減	地 河 型 河 石 少	対 増 減 日 分 元 分 元 分 元 か に か に か に か に か に か に か に か に か に か	型 類 類 程 分 日 分
	度末	価額								I		
	前年	面積	(m ²)	875.56			8 75. 56	875.56	875.56	875.56	8 75.56	1, 494. 13
	所在地			鳥取市		扇 町 21	扇町21	扇町21	扇町21鳥取市幸町151	扇町21 鳥取市 幸町151	扇町21鳥取市幸町151	扇町 21 島取市 幸町 151
君	機関名又は	施設名等		鳥取県立人権		ひろば21	ひろば21	ひろば21		ひろば21 鳥取市人権交流 プラザ及び鳥取 市中央人権福祉	ろ / 艮 ヮ ヰ ン	ひろば21 鳥取市人権交流 プラザ及び鳥取 市中央人権福祉 センター用地
7 ±	行政•普	通財産の	区	行政	-	財産	,					

r							
日現在)	備考						
E 3月31日	废木	価額	(H)				
(令和2年	₩	面積	(m ²)	650.47		650.47	650.47
		變問	年月日	Н	Н		
	f 沿	增減理由					
	異動状	価額	(H)				,
	年度	面積	(m)				
	*	共和		Н	Ŧ		
		増減	別	增加	減少		
	度末	価額	(円)				
	計	面積	(m ²)	650 47		650.47	650.47
	所 在 地			鳥取市	扇 町21		
	機関名又は	施設名等		鳥取県立人権	ひろば21		
イ 建物	行政•普	通財産の	区分	行政	財産	詍	中計

山林 該当なし

該当なし

該当なし エ 不動産売却等 該当なし
オ 財産の交換 該当なし
カ 動 産(船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機) 該当が
キ 物 権 該当なし
ク 無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案権等) 言
ケ 有価証券 該当なし ウェオカキクケコ

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況 (有)



イ タクシーチケットの受払状況

(令和2年3月31日現在)

	本 年	度中	大左连士之法田北粉
前年度末未使用枚数	購 入 枚 数	使用枚数及び金額	本年度末未使用枚数
o th	2 0 th	20枚	1.0#
8 枚	30 枚	50, 490円	1 8枚

(3) 基 金 該当なし

(4)債権

(令和2年3月31日現在)

							(13 TH = 1 0).		
債権の名称	前年度	末		本 年	度 中		本 年 度	末	
			増		減				備考
	金額	件数	金額	件数	金額	件 数	金額	件数	
財産貸付収入	円		円		円		円		
(鳥取市人権交	4, 500	1			▲ 1, 500		3, 000	1	
流プラザ等用地									
電柱敷)									
同									
(鳥取市人権交	1, 199, 094	1			▲ 399, 698		799, 396	1	
流プラザ等用地)									

鳥取市人権交流プラザ等用地(貸付期間 5 年)は、当該建物の毎年の利用実績に応じて貸付料が増減する契約であり、あらかじめ債権 総額が確定していない。そこで、便宜上、債権総額は契約初年度の貸付料×5で算出した額とし、債権の減額分も、当該初年度の貸 付料額を毎年減とするよう記載している。したがって、実際の貸付料額はこの欄に記載の額とは異なる。

専修学 資金	校等奨学	24, 451, 484	87	0	▲ 4, 005, 522	6	20, 445, 962	81	
合	計	25, 655, 078	89	0	▲ 4, 406, 720	6	25, 655, 078	83	

13 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

[0	l
		析			⊞ □		物の毎	用実績	て鎮存	減する	
		無		転 貸	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		当該建	年の利	に 点	料が増	
	貸付(使用許可)先	住所	氏 名	鳥取市新品治町1番地6	電力株式会社	鳥取営業所長	鳥取市尚徳町16	鳥取市長		214	
	(使用)料(円)	本年度の	貸付(使用)料		1,500 中国		360,467				361,697
	貸付(使	単価		年額	1,500		年額				
	貸付	(使用許可)	期間	H29.4.1∼	H34 3.31		H29.4.1∼	H34 3 31			
	当初貸付	(使用許可)	年月日	S53.11.16 H29.4.1~			S53.11.16 H29.4.1~				
	貸付	(使用許可)	年月日	H29.3.31			H29.3.31				
	数量	K K	面 積	電柱1	₩		1, 494.	13 m²			
		所 在 地		鳥取市幸町151			鳥取市幸町151				
土	貸付	(使用許可)	目的	電柱敷			鳥取市人権	交流 プラザ	等用地		
N	行政•普	通財産の	区分	普通財	華						合計

建加

	備考		19-00173830			19-00173830		
貸付(使用許可)先	住 所	氏名	鳥取 市扇町 2 1	公益社団法人鳥取県人	権文 化センター	94,050 鳥取市扇町21	鳥取県人権教育推進協議会	
貸付(使用)料(円)	本年度の	貸付(使用)料	341, 550			94,050		435,600
貸付(使	単価		月午 年額	341,550		月午年額	94,050	
貸付	(使用許可)	期間	H31.4.1	∼R2 3 31		H31. 4. 1	∼R2 3 31	
当初貸付	(使用許可)	年月 日	H15.4.1			H15.4.1		
6 付	(使用許可)	年月日	H 29. 2. 22			H29. 2. 22		
数量	K K	面 積	68.47			18.80		
	所 在 地		鳥取 市扇町21			鳥取 市扇町 2 1		
(五)	(使用許可)	目的	事務室、相談	室、車庫		事務室		
行政・職	通財産の	区	行政財産					合計

該当なし (2)物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)

借受不動産明細調べ 該当なし 4

数当なし 職員駐車場の管理状況調ペ 該当なし 客附物件の 受納状況調ペ 該当 1 1 5

- 17 備品の処分状況調べ 該当なし
- 18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ
 - (1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 有 ・ (無)
 - (2) 物品の照合



19 貸金等法調

(1) 絡話表

								(田:
1		貸付	寸 客負	本年	度(元金のみ)	74)	本年度末現在	
⊋ ₹	貸付先	前年度末現在	本年度貸付額	じ 露額	不納欠損額	償還免除額	貸付残高	備老
₩ 1		貸付残高 (A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B) –(G+D+E)	
專修学校等	個人	34, 588, 734	0	5,948,397	0	0	28, 640, 337	
奨学資 金								
和		34, 588, 734	0	5,948,397	0	0	28, 640, 337	

(2) 償獸稅

E分 前件隻先號在 本年度 区分 収入調売額 (5) (6) (6) (6) 未到未分 備毒 (A) (B) (C) (D) (E) (F) (G-D-D) 未到未分 (備毒 (A) (B) (B) (C) (D) (E) (C) (C) (D) (D) (C) (D) (D		貸 付	寸 額		*	、 年 度			本	英木	
貸付務 貸付額 (C) (D) (E) (F) (G-D-E) 未到採分 (A) (B) (B) (C)			本年度	区分	収入調定額	償還額	不能な機質	償還免除額	収入未済額	償還期	# #
(A) (B) 適件度分 10,137,250 2,083,125 0 8,054,125 34,588,734 0 現年度分 4,005,522 3,865,272 0 0 8,054,125 34,588,734 0 現年度分 4,005,522 3,865,272 0 0 140,250 34,588,734 0 114,142,772 5,948,397 0 0 8,194,375 34,588,734 114,142,772 5,948,397 0 0 0 0	Κ		貸付額		(C)	(D)	(E)	(F)	(G-D-E)	未到来分	童
34, 588, 734 10, 137, 250 2, 083, 125 0 8, 054, 125 34, 588, 734 10, 137, 250 3, 865, 272 0 0 140, 250 14, 142, 772 5, 948, 397 0 0 8, 194, 375 14, 142, 772 14, 142, 772 5, 948, 397 0 0 0 14, 142, 772 14, 142, 772 5, 948, 397 0 0 0 0		₹	(B)							(A+B)—(C+F)	
34, 588, 734 0 現年度分 4,005,522 3,865,272 0 0 140,250 1付 14,142,772 5,948,397 0 0 8,194,375 現年度分 0 0 0 0 0 0 1付 14,142,772 5,948,397 0 0 0 0				過年度分	10, 137, 250	2, 083, 125	0	0	8, 054, 125		
小計 14,142,772 5,948,397 0 0 0 適和度分 0 0 0 0 0 現年度分 14,142,772 5,948,397 0 0 0	金品			現年度分	4,005,522	3, 865, 272	0	0	140,250	20, 445, 962	
過年度分 の 0 0 0 0 現年度分 0 0 0 0 0 小計 0 0 0 0 0 合計 14,142,772 5,948,397 0 0				小計	14,142,772	5, 948, 397	0	0	8, 194, 375		
現年度分 0 0 0 0 0 小計 0 0 0 0 0 合計 14,142,772 5,948,397 0 0 0				過年度分	0	0	0	0	0		
0 0 0 0 0 14,142,772 5,948,397 0 0 0	十二			現年度分	0	0	0	0	0		
14,142,772 5,948,397 0 0				小計	0	0	0	0	0		
				計	14, 142, 772	5, 948, 397	0	0	8, 194, 375		

なし 意見、要望等